

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続の観点から、BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 国土交通省の策定した「建設業法遵守ガイドライン」及び「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」にもとづいた適正な取引を実行するとともに、パートナー会社等に対して、適正取引の普及啓発と人材育成等の支援に努めます。
- 弊社は健康経営に積極的に取り組み、その取り組みを発信することで、健康経営に係わるノウハウを提供します。
- 年3回のプロギング（ゴミ拾い+ジョギング）イベントを開催し、取引先や地域住民の健康増進施策を共同で実施します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と受託中小企業との望ましい取引慣行（「受託中小企業振興法」に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

当社のクレド（経営理念など志や信条が書かれた冊子）には「お取引先への約束」という章に「パートナー」「公正な取引」という節があります。協力企業に対して弊社はもともと下請という呼び方ではなく「パートナー会社」と呼び、信頼し尊重し合うパートナーとして互いの繁栄に務めるとともに、価格だけでなく安全や品質をとまなう総合的な判断のもと公正な取引を行っています。また、総合建設業という事業を通じ、社会基盤整備の一端を担うものとして、社会に必要とされる存在となり、地域社会のため、自社のみならず係る人々とともに成長し、発展し続けなければなりません。そのためにはSDGsの「誰一人取り残さない」という原則に対し、事業をはじめ、環境などに対する様々な取り組みを積極的に行い、発展させていく事でパートナーシップに繋がると考えます。

2023年5月1日
(2026年1月27日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

古郡建設株式会社

企業名

代表取締役 古郡栄一

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。